第４４８回上山市農業委員会総会議事録

１　期　　日　　令和８年１月２３日（金）午後１時３０分開会
２　場　　所　　市役所　４０１・４０２会議室
３　出席委員　　１４人

１番　井上隆市委員	２番　江口勘四郎委員	３番　尾形智代委員
~~４番　上妻一実委員~~	５番　羽島誠一委員	６番　吉田敏恵委員
７番　黒田浩次委員	８番　冨田憲一委員	９番　山川光照委員
１０番　奈良崎洋一委員	１１番　長沼健司委員	１２番　松田陽一委員
１３番　鈴木萬四郎委員	~~１４番　後藤敏秀委員~~	１５番　原田広幸委員
１６番　木村辰也委員		

出席推進委員　なし
傍聴

４　欠席委員　４番　上妻一美委員　１４番後藤敏秀委員
５　議事日程
日程１　諸般の報告
日程２　議事録署名委員の指名
日程３　議　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程４　議　第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
日程５　議　第３号　農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について
日程６　報告第１号　農地法施行規則第２９条第１号の規定による転用届出書の受理について
日程７　報告第２号　農地法第１８条の規定による通知書の受理について
日程８　報告第３号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程９　報告第４号　使用貸借契約の解約書の届出について
日程　　報告第５号　非農地証明書の交付について
10
６　事務局出席職員
事務局長　伊藤智彦、係長　柏倉昌範、係員　谷澤貴子、係員　伊藤亜子

7　会議の概要

議長 （会長）	定刻になりましたので、１月１６日に告示になりました、第４４８回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程１、諸般の報告でありますが、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第１、招集告示について、令和８年１月１６日、上山市農業委員会告示第１号により、令和８年１月２３日、第４４８回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第２、出席告知について、令和８年１月１６日付け農委第２９４号をもって、第４４８回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第３、総会資料の配付について、第４４８回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第４、総会出欠委員数について、委員定数１６人、現在出席委員１４人となっております。なお、４番、上妻一実委員及び１４番、後藤敏秀委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が８人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程２、議事録署名委員の指名でありますが、上山市農業委員会総会会議規則第２９条の規定により、議長において、１０番、奈良崎洋一委員、３番、尾形智代委員を指名いたします。
議長	日程３、議第１号、農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第１号、農地法第３条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の１ページをお開きください４件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は上生居在住の〇〇氏、自営業、譲受人は原口に事務所を有する〇〇、農業です。上生居地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農

	地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１０番　奈良崎洋一委員。
奈良崎委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。１月２０日に〇〇の〇〇氏からお話を伺いました。先月審議した場所の隣になります。今後も面積を増やしていく予定とのことです。問題なしと思われます。ご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。譲渡人は金生西二丁目在住の〇〇氏、会社員、譲受人は下生居在住の〇〇氏、農業です。下生居地内の田１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１０番　奈良崎洋一委員。

奈良崎委員	整理番号２について、現地調査の結果を報告します。１月１９日に○○氏と会ってお話を伺いました。現在、○○氏が耕作している他の一部であり、今回買取するものです。特に問題ありません。ご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。譲渡人は中生居在住の○○氏、農業、譲受人は牧野在住の○○氏、自営業です。中生居地内の田１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。７番　黒田浩次委員。
黒田委員	整理番号３について、現地調査の結果を報告します。１月１５日に○○氏から聞き取り、１月１８日に現地確認を行いました。昨年まで○○氏が耕作しておりましたが、このたび○○氏が購入し新規就農者として耕作するものです。問題ありません。よろしくご審議ください。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号４について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について説明いたします。譲渡人は小穴在住の〇〇氏、無職、譲受人は長清水一丁目在住の〇〇氏、農業です。小穴地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連しての現地調査の結果ですが、地区担当委員である後藤敏秀委員が欠席のため、事務局が事前に結果の報告を受けておりますので代理で報告をお願いします。事務局。
事務局	整理番号４について、現地調査の結果を報告します。１月２０日現地調査を行いました。〇〇氏と話をして確認したところ、要件を満たすため許可相当と認められます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、農地法第４条の規定による許可申請について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第２号、農地法第４条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の３ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。申請人は相生に事務所を有する〇〇、農業であります。事業拡大に伴い農業用作業所及び倉庫を整備するにあたり、相生地内の畑１筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第４条第６項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第４条の規定による許可申請の整理番号１については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。
議長	日程５、議第３号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第３号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の４ページをお開きください。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するものです。

	１７件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号１について説明いたします。借り人は原口在住の○○氏、貸し人は原口在住の○○氏であります。原口地内の畑２筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号２について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。借り人は山形市在住の○○氏、貸し人は原口在住の○○氏であります。原口地内の田３筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号３について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、貸し人は原口在住の〇〇氏であります。原口の畑５筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号４について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について説明いたします。借り人は皆沢在住の〇〇氏、貸し人は楢下在住の法定相続人代表〇〇氏であります。楢下地内の田２筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号４については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しま

	した。次に、整理番号５について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号５について説明いたします。借り人は相生在住の〇〇氏、貸し人は三上在住の〇〇氏であります。三上地内の田１筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号５については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号６について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号６について説明いたします。借り人は川口在住の〇〇氏、貸し人は高松在住の〇〇氏であります。高松地内の田２筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号６については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しま

	した。次に、整理番号７について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号７について説明いたします。借り人は山形市在住の○○氏、貸し人は山形市在住の○○氏であります。東金瓶地内の田１筆について、使用貸借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号７については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号８について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号８について説明いたします。借り人は金谷在住の○○氏、貸し人は山形市在住の法定相続人代表○○氏であります。権現堂地内の畑１筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号９について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号９について説明いたします。借り人は金谷在住の〇〇氏、貸し人は金谷在住の〇〇氏であります。金谷地内の田１筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号９については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。
議長	日程６、報告第１号、農地法施行規則第２９条第１号の規定による転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第１号、農地法施行規則第２９条第１号の規定による転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の７ページをお開きください。１件の届出がございました。 農地法施行規則第２９条第１号では、自作地において２アール未満の農業用施設に転用する場合は転用許可不要とされていることから、上山市では届出を提出いただくこととしています。 整理番号１について説明いたします。届出者は相生に事務所を有する〇〇、農業であります。関根地内の畑１筆の一部について大型車両退避所兼駐車場に転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程７、報告第２号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の８ページをお開きください。９件の届出がございました。 整理番号１及び２は関連がありますので一括して報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたものであり、貸し人は中生居在住の〇〇氏、借り人は金生西三丁目に事務所を有する〇〇であります。中生居地内の田３筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３及び４については関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３及び４について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は楢下在住の法定相続人代表〇〇氏、借り人は楢下在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました農用地利用集積等促進計画の利用権設定のため、楢下地内の田２筆について解約するものであり、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。次に、整理番号５及び６は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号５及び６について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたものであり、貸し人は原口在住の〇〇氏、借り人は金生西三丁目在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました農用地利用集積等促進計画の利用権設定のため、原口地内の畑１筆について解約するものであり、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号７について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号７について報告いたします。貸し人は皆沢在住の〇〇氏、借り人は皆沢在住の〇〇氏であります。牧野地内の畑３筆について解約するものであり、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号８について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号８について報告いたします。貸し人は中生居在住の〇〇氏、借り人は中生居在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました農地法第３条の規定による所有権の移転のため、中生居地内の田１筆について解約するものであり、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号９について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号９について報告いたします。貸し人は小穴在住の○○氏、借り人は長清水一丁目在住の○○氏であります。先ほど議決いただきました農地法第３条の規定による所有権の移転のため、小穴地内の畑１筆について解約するものであり、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程８、報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の１１ページをお開きください。９件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号１、５、７及び８については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程９、報告第４号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第４号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますの

	で、議案書の１２ページをお開きください。２件の届出がございました。 整理番号１及び２については関連がありますので、一括して報告いたします。貸し人は中生居在住の○○氏、借り人は上生居在住の○○氏であります。中生居地内の田１筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１０、報告第５号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第５号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の１３ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について報告いたします。申請人は美咲町一丁目在住の○○氏であり、仙石地内の畑１筆について申請があったものです。住宅を建設するため、昭和５４年に５条の許可を得ていましたが、地目変更を怠っていたものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり） 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものに

	ついては、議長に委任することに決しました。 　以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

（終了時刻　午後２時１分）

議事録署名委員

議事録署名委員